

# 市営住宅家賃減免制度について

市営住宅の家賃は、世帯の収入と入居している住宅に応じて設定しています。しかし、一定の要件を満たすかたについては、次のとおり家賃の減免を受けることができます。

## 1 減免の対象となるかた

減免を受けることができるのは、次の要件を満たしているかたです。減免を希望するかたは「市営住宅家賃減免申請書」と必要な書類を住宅課へ提出してください。

要件		減額率	申請に必要な書類
① 生活保護法による住宅扶助を受けているかたが、長期間の入院のため住宅扶助料の支給を停止されたとき		100%	住宅扶助支給停止通知書
② 災害により、床上浸水となり市営住宅が使用不便となったとき		50%	災害の事実を証明する書類
③ 市が認定した所得月額が右の区分に該当するとき	14,000 円以下	30%	
	14,000 円を超え 28,000 円以下	20%	
	28,000 円を超え 41,000 円以下	10%	
④ 右に該当する世帯であるとき  (障がい者減免を含む複数の要件が該当する場合は、障がい者減免で申請して下さい。)	契約者が 65 歳以上で、他の世帯員のかたが全て 60 歳以上 (18 歳未満) である世帯	10%	身体障がい者手帳、精神障がい者手帳又は療育手帳等
	家族の中に身体障がい者 1~4 級、精神障がい者 1・2 級、知的障がい者 A・B 判定のかたがいる世帯		
	配偶者のない者と 20 歳未満の扶養親族のみで構成される世帯		児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証 (19 歳を超えている場合は、受付時に 18 歳当時の児童扶養手当、県・市遺児手当等の受給を確認します)
	家族の中に被爆者手帳を所持し、かつ、厚生大臣の認定を受けたかた等がいる世帯		被爆者健康手帳

※(1) 要件の③、④をそれぞれ満たしているかたは、併せて減免を受けることができます。

## 2 減免の対象とならないかた

1 の①~④の要件を満たしているかたであっても、次に該当するかたは減免を受けることができませんのでご注意ください。

- ① 収入超過者、高額所得者に認定されているかた
- ② 生活保護法による住宅扶助を受給中であるかた
- ③ 年度の中で 1 の①~④に該当しなくなったかた

## 3 減免の適用期間

減免の適用期間は、毎年度 4 月から 3 月までです。現在減免を受けているかたであっても、翌年度分の申請をされない場合は、4 月から適用されなくなりますのでご注意ください。

翌年度の 4 月分からの減免については、毎年 2 月中に申請を受け付けします。年度の中で減免の申請をされた場合は、毎月 20 日までに受け付けした分を翌月から適用します。